

## 鹿児島県高体連卓球専門部 感染拡大予防ガイドライン

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、下記の通りの対策をとって大会運営を行う。
- ※ 鹿児島県高体連「令和3年度主催大会等の開催における感染予防ガイドライン」日本卓球協会「日本卓球協会における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」より引用

### 1. 大会開催への配慮及び準備に関する注意事項

#### (1) 大会関係者及びチーム関係者について

- ア. 大会関係者は、大会申込書に記載のある「選手・監督・外部指導者・引率顧問」とする。チーム関係者は「保護者・学校関係者」とする。
- イ. 大会関係者およびチーム関係者は常時マスクを着用する。水分補給を促し、熱中症対策も講じる。
- ウ. 事前に申し込みが行われた者のみ入場可とする。  
(特殊事情の申請がある場合は当日の入場を認める。例：病気などで介護が必要)

#### (2) 式典等、運営の簡略化

- ア. 開閉会式は行わない。簡易的な監督会議は実施する。
- イ. 感染症対策を講じた上で関係者のみで表彰式を実施する場合もある。

#### (3) 大会会場内に関する確認及び準備事項

- ア. 会場使用法等については、施設管理者と十分に確認する。

#### (4) 会場内の各出入口

- ア. 競技に支障がない範囲で換気のため常に解放しておく。

#### (5) トイレ、手洗い場所

- ア. トイレ（洗面所）は感染リスクが比較的高いため、以下に配慮する。
- イ. 関係者が触れると考えられる場所（洗面台、ドアノブ等）をこまめに消毒する。
- ウ. 洗面所出入口には手指消毒剤を用意する。

#### (6) 更衣室、食事、休憩、待機スペース

- ア. 更衣室の使用は更衣のみとする。シャワーは使用禁止。
- イ. 観覧席は事前に割り当てを行い、隣席との距離を開けて席を利用する。
- ウ. 他校との交流は妨げないが、ソーシャルディスタンス（最低1mを目安に）を意識させる。

#### (7) 大会本部及び関係者控え室

- ア. 大会本部の設置は、密を避けるように設置し、適切な運用スペースを確保する。
- イ. 可能な限り常時、窓や扉を開放する。難しい場合はこまめに換気する。
- ウ. 運営物品や共有物等は、定期的に消毒を行う。

#### (8) 競技会場（競技スペース）及び競技関係用具類等

- ア. 卓球競技の特性を考慮し、遮光性に配慮の上、可能な限り窓や扉を開放して行う。換気ができない場合は、事前に周知して一斉換気を行う。

- イ. 点数版, 椅子は試合終了後消毒をする。卓球台は空拭きをする。
- ウ. 試合終了後, 試合球は本部にある消毒箱に入れる。
- エ. 試合をしている選手以外は全員マスクを着用する。
- オ. 試合前後の選手同士の握手は行わない。

(9) 観客の管理

- ア. 各学校部員の保護者8名までは観客を認めるが, 必ずマスクを着用すること。
- イ. 保護者は, 各自で消毒液の準備をすること。
- ウ. 保護者観覧席からの応援をすること。(生徒観覧席には立ち入らないこと)
- エ. 応援は拍手のみとする。声を出さないこと。
- オ. 保護者専用階段を使うこと。
- カ. 日程によっては, 生徒観覧席での応援を可とする。
- キ. 当該校の試合終了後, 速やかに退館すること。
- ク. 保護者応援名簿に名前のない保護者は, 入館を認めない。
- ケ. 受付で必ずIDを提示すること。

2. 大会参加者に関する留意事項

参加者には以下の措置を周知する。

(1) 次の事項に該当する場合は, 自主的に参加を見合わせる。

- ア. 体調が良くない(例: 発熱, 席, 倦怠感などの症状がある場合)
- イ. 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。
- ウ. 過去14日以内に政府からの入国制限, 入国後の観察期間を必要とされて国, 地域等への渡航または, 該当者が移住者との接触がある。
- エ. 嗅覚や味覚の以上がある場合。

(2) マスクの持参・着用

- ア. 競技を行っていない時以外はマスクを着用すること。
- イ. 手洗い, アルコール等による手指消毒等による日常の感染症予防の実施。

(3) 大きな声での会話や応援(声援)を禁止する。

(4) 各学校の顧問は以下の者を鹿児島県高体連HPかわダウンロードし, 保管すること。

- ・【様式1】生徒用体調チェック表(会場に入場するすべての生徒が2週間前より記入)
- ・【様式2】(会場に入場する全ての顧問が2週間前より記入)

(5) 大会役員, 報道関係者は受付でIDを受け取ること。

(6) 大会会場における感染予防対策詳細は各学校の顧問へ配布する。

(7) 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は, 主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(8) 感染症防止のために主催者側が決めた措置の遵守, 主催者の指示に従うこと。